

## 工事発注における現場代理人等兼務運用基準

平成25年12月27日決裁

『平成25年度発生の災害復旧工事』及び『不調件数や1社参加の増加』等技術者や現場代理人の配置が困難になってきている現状がある。

また、平成24年11月14日付けで広島県から通知のあった『現場代理人の常駐義務の緩和等に係る取扱いの一部改正について』において、現場代理人の常駐義務緩和措置も可能となっている状況に鑑み、三次市においても対応を検討した結果、事業の円滑な執行と業者の入札参加を促すため、運用基準を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 配置技術者の兼務制限の緩和

三次市が平成25年度に発注する災害復旧工事に限り、配置技術者が兼務できる工事を5件（通常工事は3件）まで認める。（すべての工事の税込請負代金額が2,500万円未満の工事に限る。）

#### 2 現場代理人の兼務

三次市が発注する工事において、現場を概ね10分以内で移動可能な場合は、3件まで現場代理人の兼務を認める。（工事発注者（工事担当部局）の許可を有する。申請書等は県様式を代用する。）

ただし、災害復旧工事については兼務する工事の件数制限から除外する。

#### 3 随意契約

三次市が平成25年度に発注する災害復旧工事に限り、税込予定価格250万円を超えない工事については随意契約とすることができる。（随意契約理由は地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定によるものとする。）

※ 1 2については他自治体発注の工事を件数に含めることとし、その証明は各自治体が兼務を承認したことを証する書面を提出することで確認する。

※ 詳細は別紙表を参照ください。なお、現場代理人及び主任技術者等指名届提出において、虚偽の届け出をしたことが判明した場合はその時点から速やかに指名除外等必要な措置を講じるものとします。

※ 別表兼務事例については一般競争入札での契約について適用するものとする。